

引上げ分に係る地方消費税収の使途

平成26年4月1日から地方消費税率は1.0%（消費税率4.0%の100分の25）から1.7%（消費税率6.3%の63分の17）に、また、令和元年10月1日からは、標準税率が2.2%（消費税率7.8%の78分の22）に引き上げられました。

引上げ分の地方消費税収は、年金、医療及び介護並びに少子化対策の「社会保障4経費」と障害者福祉、児童福祉、母子福祉及び高齢者福祉など、生計の困難な方や心身に障害のある方に対して必要な援助を行い、生存権を確保し生活の内容を豊かにする「社会福祉」、年金、国民健康保険及び介護保険など、保険的方法によって社会保障を行う「社会保険」並びに疾病の予防対策、健康増進対策及び医療に係る施策など、健康を保つための施策「保健衛生」の社会保障施策に要する経費に充てることとしています。

（単位：千円）

事業名		予算額	財 源 内 訳			
			特 定 財 源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
社会福祉	社会福祉事業	564,983	274,182		79	290,722
	重度障害者医療費助成事業	36,387	13,210		6,063	17,114
	小規模作業所事業	15,786			20	15,766
	隣保館事業	10,484	4,275		1	6,208
	児童福祉事業	67,338	20,556		14	46,768
	乳幼児医療費助成事業	24,527	2,697		1,239	20,591
	児童措置事業	63,905	54,135			9,770
	母子福祉事業	65	0			65
	母子家庭医療費助成事業	3,672	1,081		1,664	927
	児童福祉施設事業	335,387	5,708		11,183	318,496
	就学援助事業	10,241	31			10,210
	高齢者福祉事業	108,406	7,634		13,738	87,034
	高齢者福祉施設事業	374,666	66,052		181	308,433
	小 計	1,615,847	449,561		34,182	1,132,104
社会保険	国民年金事業	8,170	2,890			5,280
	国民健康保険事業	146,853	55,085		1,130	90,638
	介護保険事業	227,097	16,504			210,593
	後期高齢者医療保険事業	273,008	49,211		321	223,476
	小 計	655,128	123,690		1,451	529,987
保健衛生	疾病予防対策事業	45,614	439		1	45,174
	母子健康指導事業	19,275	2,932			16,343
	保健センター事業	91,026			4,713	86,313
	健康づくり推進事業	1,382				1,382
	健康増進事業	31,521	1,925		385	29,211
	地域医療対策事業	161,143			0	161,143
	小 計	349,961	5,296		5,099	339,566
合 計		2,620,936	578,547		40,732	2,001,657
						うち引上げ分の 地方消費税 107,000